

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年11月30日

【発行者名】 B N Y Mellon・インターナショナル・マネジメント・リミテッド  
(BNY Mellon International Management Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 スコット・レノン  
(Scott Lennon, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-9008、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、  
ホスピタル・ロード27、ケイマン・コーポレート・センター、  
ウォーカーズ・コーポレート・リミテッド気付  
(c/o Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre,  
27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008,  
Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健  
同 廣 本 文 晴

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健  
同 廣 本 文 晴

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
ニッポン・オフショア・ファンズ<sup>(注)</sup> -  
エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド  
(Nippon Offshore Funds -  
Emerging Currency Bond Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】  
5,000億円を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

(注) ファンドのトラスト名は、「メロン・オフショア・ファンズ」(Mellon Offshore Funds)から「ニッポン・オフショア・ファンズ」(Nippon Offshore Funds)に変更された(「エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド」(Emerging Currency Bond Fund)の名称に変更はない。)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2016年8月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を下表のとおり訂正および追加し、その他情報の更新を反映し、また「課税上の取扱い」の文言の更新、「信託証書の変更等」の文言の修正、資本関係の情報を更新するため本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

## 2【訂正の内容】

## (1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概況	( ) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	更新/ 追加
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		追加

\* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

## 1 ファンドの運用状況

## (1) 投資状況 (資産別および地域別の投資状況)

(2016年9月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
債券	インドネシア	2,559,661.37	12.55
	ポーランド	2,405,699.71	11.79
	コロンビア	2,253,411.73	11.04
	ブラジル	1,838,629.23	9.01
	トルコ	1,835,264.19	8.99
	メキシコ	1,520,560.16	7.45
	南アフリカ	1,274,258.18	6.25
	マレーシア	1,266,138.38	6.21
	ハンガリー	1,180,221.68	5.78
	タイ	1,177,916.19	5.77
	ロシア	1,098,972.77	5.39
	ルクセンブルグ	681,350.60	3.34
	ペルー	515,955.71	2.53
	ルーマニア	300,946.19	1.47
	アルゼンチン	235,916.74	1.16
	フィリピン	172,207.76	0.84
	チリ	109,640.23	0.54
	オプション	アメリカ合衆国	- 6,990.00
小計		20,419,760.82	100.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		- 16,303.65	- 0.08
合計 (純資産総額)		20,403,457.17 (約2,062百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの米ドル・ベースによる純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、ファンド証券は、円建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り日本円をもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合がある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(注4) 米ドルの円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、平成28年9月30日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=101.05円)による。以下同じ。

## (2) 運用実績

## 純資産の推移

2016年9月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産価額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
2015年10月末日	2,694,856,847	0.7220
11月末日	2,544,370,781	0.7097
12月末日	2,368,007,727	0.6884
2016年1月末日	2,227,122,617	0.6751
2月末日	2,178,207,620	0.6786
3月末日	2,275,281,392	0.7305
4月末日	2,279,529,141	0.7395
5月末日	2,159,600,524	0.7087
6月末日	2,153,308,894	0.7367
7月末日	2,081,611,089	0.7340
8月末日	2,084,169,315	0.7433
9月末日	2,058,812,539	0.7508

## &lt; 参考情報 &gt;

## 純資産総額および受益証券1万口当たり純資産価格の推移



\* 税引前分配金を加えた1万口当たり純資産価格です。

## 分配の推移

計算期間	該当事項なし
2015年10月1日～2016年9月末日	

## 収益率の推移

計算期間	収益率（注）
2015年10月1日～2016年9月末日	9.43%

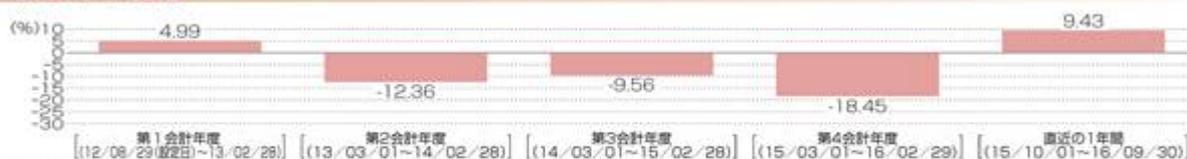
（注）収益率（%）=  $100 \times (a - b) / b$

a = 2016年9月末日現在の1口当たり純資産価格（当該計算期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 2015年9月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

## &lt; 参考情報 &gt;

## 収益率の推移



（注）収益率（%）=  $100 \times (a - b) / b$

a = 計算期間末の1口当たり純資産価格（当該計算期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）  
（第1会計年度の場合、当初発行価格（1円））

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

[次へ](#)

## 2 販売及び買戻しの実績

2016年9月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2016年9月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
10,918,520	1,121,730,456	2,742,282,159
(10,918,520)	(1,121,730,456)	(2,742,282,159)

(注)( )内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

[次へ](#)

### 3 ファンドの経理状況

ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の中間財務書類を日本語に翻訳したものである。ファンドの日本語の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。

ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。

ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。なお、円建ての受益証券の情報に関しては、日本円で表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算が併記されている。円換算による金額は、平成28年9月30日現在における株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=101.05円）を使用して換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## (1) 資産及び負債の状況

## ニッポン・オフショア・ファンズ

## 純資産計算書

2016年8月31日現在

## エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド

(米ドルで表示)

	注記	米ドル	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券			
- 取得原価		25,999,930.32	2,627,293
- 時価評価額	2.2	20,185,619.25	2,039,757
現金預金		377,758.92	38,173
債券にかかる未収利息	2.7	367,256.01	37,111
為替先渡契約にかかる未実現評価益	2.6,10	39,565.56	3,998
設立費	2.5	18,336.01	1,853
その他の資産		2,189.36	221
<b>資産合計</b>		<b>20,990,725.11</b>	<b>2,121,113</b>
<b>負債</b>			
為替先渡契約にかかる未実現評価損	2.6,10	710,362.26	71,782
未払印刷および公告費		33,714.11	3,407
未払弁護士報酬		19,772.95	1,998
未払販売管理報酬	3	12,500.59	1,263
未払管理報酬	3	11,135.54	1,125
未払専門家費用		9,045.67	914
未払受託報酬	6	5,832.32	589
未払販売報酬	7	5,138.25	519
未払代行協会員報酬	8	1,712.12	173
未払管理事務代行報酬	4	1,027.43	104
未払保管報酬	5	684.58	69
売却オプション時価評価額	2.3,11	296.00	30
その他の未払報酬		684.33	69
<b>負債合計</b>		<b>811,906.15</b>	<b>82,043</b>
<b>純資産総額</b>		<b>20,178,818.96</b>	<b>2,039,070</b>
<b>純資産額</b>			
円建て受益証券	日本円	2,084,169,315 円	
<b>発行済受益証券口数</b>			
円建て受益証券		2,803,911,892 口	
<b>1口当たり純資産価格</b>			
円建て受益証券	日本円	0.7433 円	

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

## ニッポン・オフショア・ファンズ

## 運用計算書および純資産変動計算書

2016年8月31日に終了した期間

## エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド

(米ドルで表示)

	注記	米ドル	千円
<b>収益</b>			
債券にかかる利息	2.7	669,974.68	67,701
預金利息	2.7	652.92	66
<b>収益合計</b>		<b>670,627.60</b>	<b>67,767</b>
<b>費用</b>			
販売管理報酬	3	74,804.16	7,559
管理報酬	3	66,636.08	6,734
販売報酬	7	30,747.73	3,107
印刷および公告費		15,978.88	1,615
弁護士報酬		11,157.05	1,127
代行協会員報酬	8	10,245.47	1,035
専門家費用		9,254.49	935
設立費	2.5	9,239.95	934
管理事務代行報酬	4	6,148.34	621
取引手数料		6,086.25	615
受託報酬	6	5,026.75	508
保護預かり費用		4,683.68	473
保管報酬	5	4,096.63	414
その他の費用		18,758.46	1,896
<b>費用合計</b>		<b>272,863.92</b>	<b>27,573</b>
<b>投資純利益</b>		<b>397,763.68</b>	<b>40,194</b>

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

## ニッポン・オフショア・ファンズ

## 運用計算書および純資産変動計算書（続き）

2016年8月31日に終了した期間

## エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド

（米ドルで表示）

	注記	米ドル	千円
<b>投資純利益</b>		397,763.68	40,194
<b>以下にかかる実現純損益：</b>			
為替先渡契約		3,019,033.80	305,073
オプション		19,597.00	1,980
外国為替		(10,746.51)	(1,086)
投資有価証券		(3,809,140.13)	(384,914)
<b>当期実現純損失</b>		(383,492.16)	(38,752)
<b>以下にかかる未実現評価損益の純変動：</b>			
為替先渡契約		(1,543,819.95)	(156,003)
オプション		9,367.20	947
投資有価証券		5,535,632.27	559,376
為替先渡契約		(266.65)	(27)
<b>運用による純資産の純増加</b>		3,617,420.71	365,540
<b>資本の変動、純額</b>			
受益証券発行手取額		67,720.39	6,843
受益証券買戻支払額		(2,817,512.26)	(284,710)
<b>資本の変動、純額</b>		(2,749,791.87)	(277,866)
<b>期首現在純資産額</b>		19,311,190.12	1,951,396
<b>期末現在純資産額</b>		20,178,818.96	2,039,070

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

## ニッポン・オフショア・ファンズ

## 統計情報

エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド  
円建て受益証券

## 期末現在発行済受益証券口数：

2015年 2月28日	4,753,745,296
2016年 2月29日	3,209,958,968
発行口数	10,918,520
買戻口数	(416,965,596)
2016年 8月31日	2,803,911,892

## 期末現在純資産総額：

米ドル

日本円

2015年 2月28日	33,161,158.62	3,955,632,122
2016年 2月29日	19,311,190.11	2,178,207,620
2016年 8月31日	20,178,818.96	2,084,169,315

## 期末現在 1口当たり純資産価格：

日本円

2015年 2月28日	0.8321
2016年 2月29日	0.6786
2016年 8月31日	0.7433

## ニッポン・オフショア・ファンズ

## 財務書類に対する注記

2016年8月31日現在

## エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド

## 注記1．活動および目的

ニッポン・オフショア・ファンズ（旧メロン・オフショア・ファンズ）（以下「トラスト」という。）は、受託会社と管理会社との間で締結された2003年10月14日付基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド（以下「シリーズ・トラスト」という。）は、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間で締結された基本信託証書ならびに2012年7月18日および2015年7月31日付補足信託証書に基づき設定されたトラストの別個のシリーズ・トラストである。

本財務書類は、シリーズ・トラストについてのみ言及している。

## 受益証券クラス

日本円建ての受益証券が発行されている。

## 投資目的および方針

シリーズ・トラストの投資目的は、現地通貨建ての新興国債券およびその他の新興国債務証券（これらのデリバティブを含む。）に投資することを通じ、安定した収益の確保と長期的な資産の成長を追求することである。

投資運用会社および/またはその委託先は、シリーズ・トラストのポートフォリオで、主として現地通貨建ての新興国ソブリン債券およびその他の債券（固定利付または変動利付）に投資し、投資対象には、各国政府が直接発行する国債、政府機関債、国際機関債、社債、短期金融商品およびデリバティブが含まれるが、これらに限られない。また、米ドル建ての米国国債への投資が行われることもある。

投資運用会社および/またはその委託先は、シリーズ・トラストの投資目的を追求するため、以下のデリバティブを利用することができるが、これらに限られない。

- ( i ) 国債に関する上場先物
- ( ) 為替先渡契約（ノン・デリバラブル・フォワード（以下「NDF」という。）を含む。）、および
- ( ) スワップ

投資運用会社および/またはその委託先が、投資判断を行うにあたり、債券の信用力または残存年数による制限はない。そのため、シリーズ・トラストの投資対象に関して信用格付の下限はなく、投資対象は、投資適格に格付されることもあれば、投資適格未滿に格付されることもある。債務不履行のリスクを最小限にするため、投資運用会社および/またはその委託先は、投資時および当該投資対象を保有している間、その債券およびその他の債務証券の信用力をモニターする。

投資運用会社は、シリーズ・トラストのポートフォリオの投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社に委託している。投資運用会社は随時、その裁量において、他の、または追加の投資顧問会社または投資運用会社を任命することができる。

投資運用会社および/またはその委託先は、シリーズ・トラストのポートフォリオで、集団投資スキーム（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社が運用する集団投資スキームを含むが、これに限らない。）への投資を通じて上記の資産クラスに対するエクスポージャーを得ることができる。

---

## 注記 2 . 重要な会計方針

---

### 2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

### 2.2 有価証券およびその他の資産への投資の評価

- ( a ) 下記 ( b ) が適用される集団的投資スキームの持分を除き、かつ、下記 ( c ) の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとする。
- ( b ) 下記 ( c ) および ( e ) の規定に従い、集団的投資スキームの各持分の価格は、関係評価時点またはその直前における当該集団的投資スキームの受益証券もしくは株式の直前に発表された 1 口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値とするが、各場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該集団的投資スキームのために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- ( c ) 純資産総額、取引売呼値、取引買呼値または建値が、上記 ( a ) または ( b ) に規定されるとおりに利用できなかった場合、該当する投資対象の公正価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- ( d ) 上記 ( b ) が適用される集団的投資スキームの持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得における支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含む。）に相当する当初金額となるものとするが、ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとする。
- ( e ) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。

## 2.3 スワップおよびオプションの評価

スワップおよびオプションは、管理会社が管理事務代行会社と協議のうえ適切であると判断する外部の価格提供者から受領した相場に基づき管理会社の裁量で誠実に評価される。時価の計算は参照当事者の信用リスク、それぞれ発行体、スワップ/オプションの満期および流通市場における流動性に基づいており、それには、金利スワップにかかる未払/未収経過利息の純額が含まれる。

## 2.4 外貨換算

米ドル以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより米ドルに換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

## 2.5 設立費

設立費は、定額法で5年にわたり償却される。

## 2.6 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間に関する、純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

為替先渡契約から生じる損益は、運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

## 2.7 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

---

### 注記3．管理報酬および販売管理報酬

---

管理会社はシリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.65パーセントの管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

さらに、管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.73パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払う。投資運用会社は、副投資運用会社、およびシリーズ・トラストに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された委託先またはその他の者の報酬を支払う責任を負う。

---

**注記４．管理事務代行報酬**

---

管理事務代行会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.06パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

---

**注記５．保管報酬**

---

保管会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.04パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いで支払われる。

---

**注記６．受託報酬**

---

受託会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.01パーセントの受託報酬（ただし最低年間報酬額は10,000米ドル）を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

---

**注記７．販売報酬**

---

販売会社は、シリーズ・トラストの資産から純資産総額に対して年率0.30パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

---

**注記８．代行協会員報酬**

---

代行協会員は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

---

**注記９．税金**

---

**ケイマン諸島**

現行のケイマン諸島における税法に基づき、シリーズ・トラストにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

**その他の国々**

シリーズ・トラストは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づく受益証券の購入、保有および買戻し、有価証券売却代金、配当金または収益の受取の際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

## 注記10. 為替先渡契約

2016年8月31日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

## 10.1 - ポートフォリオ管理における為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					米ドル
米ドル	435,255.71	ブラジル・レアル	1,460,000.00	2016年10月4日	11,091.43
米ドル	48,026.13	アルゼンチン・ペソ	750,000.00	2016年10月18日	1,172.34
米ドル	55,765.58	コロンビア・ペソ	164,620,000.00	2016年10月28日	(477.07)
米ドル	115,242.46	コロンビア・ペソ	343,290,000.00	2016年10月28日	53.34
米ドル	606,741.57	マレーシア・リンギット	2,430,000.00	2016年10月28日	(9,331.00)
米ドル	275,921.44	メキシコ・ペソ	5,090,000.00	2016年10月28日	(6,735.28)
米ドル	73,409.89	ポーランド・ズロチ	280,000.00	2016年10月28日	(2,031.63)
米ドル	44,086.93	ルーマニア・レイ	175,000.00	2016年10月28日	(366.49)
米ドル	362,247.11	南アフリカ・ランド	4,940,000.00	2016年10月28日	(23,980.10)
米ドル	18,434.94	トルコ・リラ	55,000.00	2016年10月28日	(103.60)
米ドル	13,333.89	トルコ・リラ	40,000.00	2016年10月28日	(2.01)
アルゼンチン・ペソ	1,320,000.00	米ドル	86,619.29	2016年10月18日	29.98
アルゼンチン・ペソ	1,280,000.00	米ドル	83,660.13	2016年10月18日	(305.26)
チリ・ペソ	57,250,000.00	米ドル	86,683.32	2016年10月28日	2,078.24
コロンビア・ペソ	1,512,510,000.00	米ドル	517,557.49	2016年10月28日	9,572.84
ハンガリー・フォリント	108,840,000.00	米ドル	396,924.96	2016年10月28日	5,730.39
インドネシア・ルピア	1,318,995,000.00	米ドル	98,867.78	2016年10月28日	457.30
フィリピン・ペソ	4,180,000.00	米ドル	89,834.52	2016年10月28日	387.26
ロシア・ルーブル	16,410,000.00	米ドル	251,498.11	2016年10月28日	3,725.72
タイ・バーツ	11,080,000.00	米ドル	319,381.99	2016年10月28日	(37.42)
<b>ポートフォリオ管理における為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計</b>					<b>(9,071.02)</b>

## 10.2 - 円建て受益証券クラスの通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					米ドル
日本円	486,100.00	米ドル	4,860.17	2016年10月17日	148.66
日本円	1,471,000.00	米ドル	14,661.54	2016年10月17日	403.98
日本円	2,226,300.00	米ドル	21,661.04	2016年10月17日	83.34
日本円	2,985,600.00	米ドル	28,674.74	2016年10月17日	(261.83)
日本円	1,066,786.00	米ドル	10,091.01	2016年10月17日	(248.17)
日本円	4,012,064.00	米ドル	38,023.64	2016年10月17日	(860.93)
日本円	5,883,335.00	米ドル	55,708.12	2016年10月17日	(1,312.59)
日本円	3,690,500.00	米ドル	34,973.75	2016年10月17日	(794.25)
日本円	39,169,038.00	米ドル	374,898.67	2016年10月17日	(4,728.02)
日本円	689,395.00	米ドル	6,744.56	2016年10月17日	62.78
日本円	2,360,919.00	米ドル	23,477.71	2016年10月17日	594.73
日本円	6,697,222.00	米ドル	66,349.20	2016年10月17日	1,437.29
日本円	3,697,500.00	米ドル	36,641.92	2016年10月17日	804.40
日本円	974,220.00	米ドル	9,545.37	2016年10月17日	102.99
日本円	3,805,500.00	米ドル	37,822.02	2016年10月17日	937.60
日本円	1,506,400.00	米ドル	14,774.71	2016年10月17日	174.28
日本円	4,220,041.00	米ドル	41,418.43	2016年10月17日	516.67
米ドル	19,819,407.21	日本円	1,982,277,651.00	2016年10月17日	(606,263.43)
米ドル	1,561,782.33	日本円	156,678,628.00	2016年10月17日	(43,186.21)
米ドル	667,557.51	日本円	67,911,827.00	2016年10月17日	(9,336.97)
<b>円建て受益証券クラスの通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計</b>					<b>(661,725.68)</b>

## 注記11．オプション契約

オプションは、一方の当事者から他方当事者に売却された契約を表す金融デリバティブである。契約は、一定の期間中または特定日に、合意した価格（行使価格）で有価証券またはその他の金融資産を買う（コール）もしくは売る（プット）ための権利（義務ではない）を買い手に提供する。

2016年8月31日現在、取引相手方であるパークレイズおよびゴールドマン・サックスとの間に、以下の通貨契約にかかるオプションが未決済であった。

通貨	銘柄	満期日	行使価格 (%)	数量売り	取得原価	契約額		
						米ドル	米ドル	米ドル
米ドル	PUT OTC BRL/USD	2016年9月28日	3.80	(200,000)	(2,598.20)	200,000.00	0	
米ドル	PUT OTC COP/USD	2016年9月30日	3,300.00	(200,000)	(2,353.00)	200,000.00	(80.00)	
米ドル	PUT OTC HUF/USD	2016年9月28日	300.00	(200,000)	(2,292.00)	200,000.00	0	
米ドル	PUT OTC ZAR/USD	2016年9月28日	16.50	(200,000)	(3,040.00)	200,000.00	(216.00)	
							(296.00)	

---

**注記12．為替レート**

---

2016年8月31日現在、米ドルに対し使用された為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
アルゼンチン・ペソ	15.0160	マレーシア・リンギット	4.0505
ブラジル・レアル	3.2379	フィリピン・ペソ	46.6198
チリ・ペソ	673.8717	ポーランド・ズロチ	3.9150
コロンビア・ペソ	2,942.3532	ロシア・ルーブル	65.1866
ハンガリー・フォリント	278.1886	タイ・バーツ	34.6435
インドネシア・ルピア	13,280.1745	トルコ・リラ	2.9571
日本円	103.2850	ルーマニア・レイ	4.0050
メキシコ・ペソ	18.7899	南アフリカ・ランド	14.4430

## ( 2 ) 投資有価証券明細表等

## ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表  
2016年8月31日現在

## エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A. 債券			米ドル	米ドル	%
240,000	ARGENTINA REP FRN 31DEC33 SER dis	アルゼンチン・ペソ	87,348.98	104,688.46	0.52
400,000	ARGENTINA REP OF FRN 01MAR18	アルゼンチン・ペソ	29,520.00	26,961.68	0.13
270,000	ARGENTINA REP OF FRN 01MAR20	アルゼンチン・ペソ	19,796.27	18,745.39	0.09
500,000	ARGENTINA REP OF FRN 28MAR17	アルゼンチン・ペソ	39,557.65	35,170.86	0.17
668,000	ARGENTINA REP OF 2.50 22JUL21	アルゼンチン・ペソ	46,242.73	45,014.88	0.22
1,450	BRAZIL NTN-F 10 01JAN17 SERIES NTN	ブラジル・レアル	418,740.03	449,707.43	2.23
2,300	BRAZIL NTN-F 10 01JAN23 SERIES NTN	ブラジル・レアル	979,284.26	659,810.80	3.27
2,440	BRAZIL NTN-F 10 01JAN25 SERIES NTN	ブラジル・レアル	569,266.27	689,038.07	3.41
68,000,000	CHILE REPUBLIC OF 5.5 05AUG20	チリ・ペソ	139,951.92	108,099.21	0.54
591,000,000	COLOMBIAN TITULOS TRES 10 24JUL24 B	コロンビア・ペソ	227,435.52	231,633.35	1.15
390,000,000	COLOMBIAN TITULOS TRES 6 28APR28 B	コロンビア・ペソ	104,795.18	116,510.11	0.58
39,000	COMISION FED ELEC 7.35 25NOV25 14-2	メキシコ・ペソ	242,156.19	196,334.58	0.97
1,909,000,000	EMGESA SA ESP 8.75 25JAN21 REGS	コロンビア・ペソ	1,234,664.32	634,652.04	3.15
3,054,000,000	EMPRESAS PUBLIC 8.375 01FEB21 REGS	コロンビア・ペソ	2,000,219.16	976,894.91	4.84
700,000,000	FINDER 7.875 12AUG24 SERIES REGS	コロンビア・ペソ	363,728.90	213,358.99	1.06
26,700,000	HUNGARY GOVT 3 26JUN24 SER 24/B	ハンガリー・フォリント	95,333.85	98,009.14	0.49
21,050,000	HUNGARY GOVT 3.25 22OCT31 SER 31/A	ハンガリー・フォリント	71,843.08	75,780.08	0.38
172,910,000	HUNGARY GOVT 5.50 24JUN25 SER 25B	ハンガリー・フォリント	733,271.19	753,326.76	3.73
76,500,000	HUNGARY GOVT 6.75 24NOV17 SER 17A	ハンガリー・フォリント	303,781.80	295,480.29	1.46
7,445,000,000	INDONESIA REP 11 15SEP25 SER FR40	インドネシア・ルピア	1,100,839.04	699,229.36	3.47
8,977,000,000	INDONESIA REP 5.625 15MAY23 FR63	インドネシア・ルピア	932,773.59	623,875.05	3.09
7,310,000,000	INDONESIA REP 7 15MAY27 SERIES FR59	インドネシア・ルピア	813,269.67	544,885.09	2.70
2,600,000,000	INDONESIA REP 8.375 15MAR24 FR70	インドネシア・ルピア	207,813.62	209,289.42	1.04

( \* ) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

## ニッポン・オフショア・ファンズ

## 投資有価証券明細表

2016年8月31日現在(続き)

## エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券(続き)					
A. 債券(続き)			米ドル	米ドル	%
4,000,000,000	INDONESIA REP 8.375 15SEP26 FR56	インドネシア・ルピア	336,200.93	326,941.49	1.62
175,000	MALAYSIAN GOVT 3.314 31OCT17 SR0512	マレーシア・リンギット	44,397.82	43,594.57	0.22
1,240,000	MALAYSIAN GOVT 3.844 15APR33 SR0413	マレーシア・リンギット	352,678.99	294,268.73	1.46
600,000	MALAYSIAN GOVT 3.955 15SEP25 SR0115	マレーシア・リンギット	150,724.67	151,471.13	0.75
946,000	MALAYSIAN GOVT 4.181 15JUL24 SR0114	マレーシア・リンギット	282,452.96	243,202.07	1.21
1,435,000	MALAYSIAN GOVT 4.262 15SEP16 SR0106	マレーシア・リンギット	465,974.35	354,418.01	1.76
8,900	MEXICAN BONOS 10 05DEC24 SER M 20	メキシコ・ペソ	61,536.53	60,463.41	0.30
32,450	MEXICAN BONOS 7.5 03JUN27 SER M 20	メキシコ・ペソ	230,051.42	193,649.07	0.96
97,000	MEXICAN BONOS 7.75 13NOV42 SER M	メキシコ・ペソ	599,079.80	606,915.89	3.01
83,450	MEXICAN BONOS 7.75 14DEC17 SER M 10	メキシコ・ペソ	482,861.22	461,490.64	2.29
2,900	MEXICAN UDIBONOS 4 15NOV40 SER S	メキシコ・ペソ	126,596.90	94,682.48	0.47
2,000	MEXICAN UDIBONOS 4.5 04DEC25 SER S	メキシコ・ペソ	70,240.45	66,280.10	0.33
1,250	PERU REPUBLIC OF 8.60 12AUG17 SER7	ペルー・ヌエボ・ソル	397,916.16	383,387.60	1.90
29,250	PETROLEOS MEX 7.19 12SEP24 REGS	メキシコ・ペソ	219,722.19	142,266.74	0.71
8,000,000	PHILIPPINES (REP OF) 4.95 15JAN21	フィリピン・ペソ	206,343.59	184,470.83	0.91
1,007,000	POLAND GOVT 4 25OCT23 SER 1023	ポーランド・ズロチ	323,280.78	282,091.78	1.40
2,040,000	POLAND GOVT 5.25 25OCT17 SER 1017	ポーランド・ズロチ	559,515.84	542,927.97	2.66
665,000	POLAND GOVT 5.50 25OCT19 SER 1019	ポーランド・ズロチ	223,608.67	188,950.45	0.94
4,455,000	POLAND GOVT 5.75 23SEP22 SER 0922	ポーランド・ズロチ	1,634,163.18	1,355,860.06	6.72
1,150,000	ROMANIA GOVT 5.9 26JUL17 SER 5Y	ルーマニア・レイ	373,989.83	300,610.53	1.49
24,500,000	RUSSIAN AGRIC BK OJSC 7.875 07FEB18	ロシア・ルーブル	808,828.96	366,527.08	1.82
19,300,000	RUSSIAN AGRIC BK OJSC 8.625 17FEB17	ロシア・ルーブル	639,015.76	294,184.29	1.46
24,000,000	RUSSIAN GVT BD 6.7 15MAY19 SER 6216	ロシア・ルーブル	346,833.97	351,237.97	1.74
51,770,000	RUSSIAN GVT BD 7.05 19JAN28 SR 6212	ロシア・ルーブル	629,918.73	736,063.70	3.65

(\*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

## ニッポン・オフショア・ファンズ

## 投資有価証券明細表

2016年8月31日現在（続き）

## エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A. 債券（続き）			米ドル	米ドル	%
1,300,000	SOUTH AFRICA REP 10.5 21DEC26 R186	南アフリカ・ランド	96,728.78	98,876.35	0.49
19,615,000	SOUTH AFRICA REP 7 28FEB31 R213	南アフリカ・ランド	1,749,063.58	1,108,203.66	5.49
1,150,000	SOUTH AFRICA REP 8 21DEC18 SER204	南アフリカ・ランド	73,748.37	79,549.82	0.39
38,200,000	THAILAND KINGDOM 1.2 14JUL21 SR 1LB	タイ・バーツ	1,273,045.49	1,152,006.33	5.71
845,000	THAILAND KINGDOM 4.875 22JUN29	タイ・バーツ	32,312.86	30,838.86	0.15
1,100,000	TURKEY GOVERNMENT 10.4 20MAR24	トルコ・リラ	441,034.71	387,111.45	1.92
1,206,946	TURKEY GOVERNMENT 10.50 15JAN20	トルコ・リラ	588,760.81	423,802.55	2.10
930,000	TURKEY GOVERNMENT 6.3 14FEB18	トルコ・リラ	365,245.27	304,672.19	1.51
820,000	TURKEY GOVERNMENT 7.1 08MAR23	トルコ・リラ	332,967.61	245,728.09	1.22
1,320,000	TURKEY GOVERNMENT 8.8 27SEP23	トルコ・リラ	622,987.42	430,608.67	2.13
280,000	TURKEY GOVERNMENT 9 24JUL24	トルコ・リラ	96,468.50	91,768.74	0.45
債券合計			25,999,930.32	20,185,619.25	100.03
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			25,999,930.32	20,185,619.25	100.03
投資有価証券合計			25,999,930.32	20,185,619.25	100.03

（\*）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

## ニッポン・オフショア・ファンズ

## 投資有価証券分類表

## エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド

## 投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
インドネシア		
	行政および防衛；強制的社会保障	11.92
		11.92
ポーランド		
	行政および防衛；強制的社会保障	11.72
		11.72
コロンビア		
	電気、ガス、空調設備供給	7.99
	行政および防衛；強制的社会保障	1.73
	保険および年金基金以外のその他金融 サービス事業(他に分類されないもの)	1.06
		10.78
トルコ		
	行政および防衛；強制的社会保障	9.33
		9.33
メキシコ		
	行政および防衛；強制的社会保障	7.36
	電気、ガス、空調設備供給	0.97
	原油および天然ガスの採掘	0.71
		9.04
ブラジル		
	行政および防衛；強制的社会保障	8.91
		8.91
南アフリカ		
	行政および防衛；強制的社会保障	6.37
		6.37
ハンガリー		
	行政および防衛；強制的社会保障	6.06
		6.06
タイ		
	行政および防衛；強制的社会保障	5.86
		5.86

(\*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

## ニッポン・オフショア・ファンズ

## 投資有価証券分類表（続き）

## エマージング・カレンシー・ボンド・ファンド

## 投資有価証券の国別および業種別分類（続き）

マレーシア		
	行政および防衛；強制的社会保障	5.40
		5.40
ロシア		
	行政および防衛；強制的社会保障	5.39
		5.39
ルクセンブルグ		
	保険および年金基金以外のその他金融 サービス事業(他に分類されないもの)	3.28
		3.28
ペルー		
	行政および防衛；強制的社会保障	1.90
		1.90
ルーマニア		
	行政および防衛；強制的社会保障	1.49
		1.49
アルゼンチン		
	行政および防衛；強制的社会保障	1.13
		1.13
フィリピン		
	行政および防衛；強制的社会保障	0.91
		0.91
チリ		
	行政および防衛；強制的社会保障	0.54
		0.54
投資有価証券合計		100.03

（\*）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

[次へ](#)

#### 4 管理会社の概況

##### (1) 資本金の額

2016年6月末日現在、管理会社の資本金の額は246,310円で、全額払込済である。管理会社の授権株式総数は、普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株で、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株である。なお、管理会社の純資産の額は、2016年6月末日現在、約65億円である。

##### (2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるようなその他の業務を営むことを含む。

2016年9月末日現在、管理会社は、下記の投資信託の管理および運用を行っている。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産額の合計
ケイマン諸島籍	オープン・エンド型 契約型投資信託	24	375,117,609,925円

##### (3) その他

半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

[次へ](#)

## 5 管理会社の経理の概況

管理会社の経理状況において、当中間会計期間（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という）第76条第4項本文の適用により、管理会社B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの中間財務書類を掲げております。

- (1) 管理会社の中間財務書類（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）は、中間財務諸表等規則第2条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 管理会社は、当中間会計期間（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）の中間財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査を受けておりません。

## ( 1 ) 資産及び負債の状況

## 中間財務諸表

## ( 1 ) 中間貸借対照表

( 単位：千円 )

第38期中間会計期間末  
(平成28年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金・預金	2,132,228
未収委託者報酬	230,256
前払販売関連費用	5,702,927
未収入金	612,898
流動資産計	8,678,311
資産合計	8,678,311
負債の部	
流動負債	
短期借入金	1,376,272
未払費用	635,647
未払金	121,424
流動負債計	2,133,345
負債合計	2,133,345
純資産の部	
株主資本	
資本金	246
資本剰余金	
その他資本剰余金	1,193,830
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	5,350,890
株主資本合計	6,544,966
純資産合計	6,544,966
負債・純資産合計	8,678,311

## ( 2 ) 損益の状況

## ( 2 ) 中間損益計算書

( 単位：千円 )

第38期中間会計期間  
( 自 平成28年 1月 1日  
至 平成28年 6月30日 )

営業収益	
委託者報酬	1,436,429
販売管理報酬等	2,191,445
営業収益計	3,627,874
営業費用	
支払手数料	1,247,662
販売関連費用	2,072,281
営業費用計	3,319,943
一般管理費	
事務委託費	173,424
諸経費	10,105
一般管理費計	183,529
営業利益	124,402
営業外収益	
受取利息	2,104
営業外収益計	2,104
営業外費用	
支払利息	47,432
為替差損	16,589
営業外費用計	64,021
經常利益	62,484
税引前中間純利益	62,484
中間純利益	62,484

## ( 3 ) 中間株主資本等変動計算書

( 単位：千円 )

第38期中間会計期間

( 自 平成28年 1月 1日

至 平成28年 6月30日 )

株主資本	
資本金	
前期末残高	246
当中間期変動額	-
当中間期末残高	246
資本剰余金	
その他資本剰余金	
前期末残高	1,193,830
当中間期変動額	-
当中間期末残高	1,193,830
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	5,288,406
当中間期変動額	
中間純利益	62,484
当中間期変動額合計	62,484
当中間期末残高	5,350,890
株主資本合計	
前期末残高	6,482,482
当中間期変動額	
当中間純利益	62,484
当中間期変動額合計	62,484
当中間期末残高	6,544,966
純資産合計	
前期末残高	6,482,482
当中間期変動額	
中間純利益	62,484
当中間期変動額合計	62,484
当中間期末残高	6,544,966

## 重要な会計方針

項目	第38期中間会計期間
	〔 自平成28年 1月 1日 至平成28年 6月30日 〕
1. デリバティブ等の 評価基準及び評価方法	時価法
2. 前払販売関連費用の 処理方法	前払販売関連費用には、受益証券販売会社に支払った販売手数料を計上しており、将来ファンドから收受する販売管理報酬及び解約時には投資家から回収する手数料（販売管理報酬等）に対応させて営業費用の販売関連費用にて計上しております。

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

第38期中間会計期間	
〔 至平成28年 6月30日 〕	
1. 関係会社に対するもの	
預金	1,726,520 千円
未払費用	635,647 千円
短期借入金	1,376,272 千円

## （損益計算書関係）

第38期中間会計期間	
〔 自平成28年 1月 1日 至平成28年 6月30日 〕	
1. 関係会社との取引に係るもの	
支払手数料	1,247,662 千円
受取利息	2,104 千円
為替差損	16,589 千円
支払利息	47,432 千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

第38期中間会計期間（自平成28年 1月 1日 至平成28年 6月30日）

## 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,000	-	-	1,000
優先株式（株）	1,000	-	-	1,000

## （金融商品の状況に関する事項）

当事業年度（平成28年 6月30日現在）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

#### （１）金融商品に対する取組方針

当社は資産運用管理業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しており、外貨建預金については、為替予約を用いて管理しております。

必要資金については銀行からの借入により調達しており、必要に応じて長期借入により資金調達する方針であります。

#### （２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は分別保管されているファンドの信託財産から回収されるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、営業債権のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

また、長期借入金については、金利の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

預金のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

#### （３）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動リスク及び為替の変動リスクにつきましては、市場の動向を継続的に把握しその抑制に努めております。預金のうち、外貨建てのものについては急激な為替変動リスクを抑制するため、短期の為替予約を用いております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年6月30日における貸借対照表上計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,132,228	2,132,228	-
(2) 未収委託者報酬	230,256	230,256	-
(3) 未収入金	612,898	612,898	-
資産計	2,975,382	2,975,382	-
(1) 短期借入金	1,376,272	1,376,272	-
(2) 未払費用	635,647	635,647	-
(3) 未払金	121,424	121,424	-
負債計	2,133,345	2,133,345	-

## （注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

## (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、並びに(3) 未収入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

## (1) 短期借入金

短期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

## (2) 未払費用、並びに(3) 未払金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

## (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	2,132,228	-	-	-
未収委託者報酬	230,256	-	-	-
未収入金	612,898	-	-	-
合 計	2,975,382	-	-	-

## (注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,376,272	-	-	-	-	-
合 計	1,376,272	-	-	-	-	-

## (デリバティブ取引関係)

該当ありません。

## (セグメント情報等)

## セグメント情報

当社の報告セグメントは、「管理業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

当事業年度（自平成28年1月1日 至平成28年6月30日）

## 1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	1,436,429	2,191,445	3,627,874

## 2．地域ごとの情報

## (1) 売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

## 3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

## (退職給付関係)

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

第38期中間会計期間 〔 自平成28年 1月 1日 至平成28年 6月30日 〕	
1株当たり純資産額	3,272,483.14円
1株当たり中間純利益	31,242.14円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第38期中間会計期間 〔 自平成28年 1月 1日 至平成28年 6月30日 〕
中間純利益(千円)	62,484
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	62,484
期中平均株式数	2,000
うち、普通株式	1,000
うち、普通株式と同等の株式：優先株式	1,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当ありません。

[次へ](#)

## （２）その他の訂正

訂正箇所を下線または傍線で示します。

## 第二部 ファンド情報

### 第１ ファンドの状況

#### ２ 投資方針

##### （３）運用体制

副投資運用会社

<訂正前>

（前略）

副投資運用会社は、1933年に設立された米国の運用会社である。2001年にザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの100%子会社として傘下に入り、債券特化型の運用会社としてグループ内で中核的な位置を占めている。同社は、クレジット債券（社債等）運用の分野で、米国の運用会社の中で、最も長い歴史を持つ運用会社の1つであり、その他にも米国ハイイールド債（1988年運用開始）、米ドル建てエマージング債（1991年運用開始）、現地通貨建てエマージング債（1993年運用開始）など、グローバルかつ幅広い種類の債券運用を行っている。運用手法は、経済や市場のファンダメンタルズに関する定性的な判断に、定量的な評価を組み合わせたものとなっており、2016年6月末現在、債券運用のみに特化する124名の運用プロフェッショナルが在籍して、同社の運用を支えている。2016年6月末現在で約1,515億米ドル（約16兆円）の資産を受託しており、世界各国の機関投資家が主な顧客となっている。

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、2016年6月30日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝102.96円）による。

（後略）

<訂正後>

（前略）

副投資運用会社は、1933年に設立された米国の運用会社である。2001年にザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの100%子会社として傘下に入り、債券特化型の運用会社としてグループ内で中核的な位置を占めている。同社は、クレジット債券（社債等）運用の分野で、米国の運用会社の中で、最も長い歴史を持つ運用会社の1つであり、その他にも米国ハイイールド債（1988年運用開始）、米ドル建てエマージング債（1991年運用開始）、現地通貨建てエマージング債（1993年運用開始）など、グローバルかつ幅広い種類の債券運用を行っている。運用手法は、経済や市場のファンダメンタルズに関する定性的な判断に、定量的な評価を組み合わせたものとなっており、2016年9月末現在、債券運用のみに特化する約130名の運用プロフェッショナルが在籍して、同社の運用を支えている。2016年9月末現在で約1,517億米ドル（約15兆円）の資産を受託しており、世界各国の機関投資家が主な顧客となっている。

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、2016年9月30日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝101.05円）による。

（後略）

## 4 手数料等及び税金

## (5) 課税上の取扱い

## (A) 日本

## &lt;訂正前&gt;

2016年8月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(中略)

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

(中略)

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(中略)

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

2016年10月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(中略)

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

(中略)

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(中略)

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受

益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

（後略）

## 5 運用状況

### （２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

以下の内容が追加されます。

#### < 参考情報 >

### 投資有価証券の主要銘柄

上位10銘柄 債券			(2016年9月末日現在)	
順位	銘柄名	種類	投資比率(%)	
1	POLAND GOVT 5.75 23SEP22 SER 0922	債券	6.69	
2	SOUTH AFRICA REP 7 28FEB31 R213	債券	5.74	
3	THAILAND KINGDOM 1.2 14JUL21 SR ILB	債券	5.62	
4	EMPRESAS PUBLIC 8.375 01FEB21 REGS	債券	4.99	
5	HUNGARY GOVT 5.50 24JUN25 SER 25B	債券	3.72	
6	RUSSIAN GVT BD 7.05 19JAN28 SR 6212	債券	3.71	
7	INDONESIA REP 11 15SEP25 SER FR40	債券	3.51	
8	BRAZIL NTN-F 10 01JAN25 SERIES NTN-F	債券	3.48	
9	BRAZIL NTN-F 10 01JAN23 SERIES NTN-F	債券	3.32	
10	EMGESA SA ESP 8.75 25JAN21 REGS	債券	3.20	

## 第2 管理及び運営

### 3 資産管理等の概要

#### (5) その他

##### 信託証書の変更等

##### < 訂正前 >

受益者に対する30日以上前の書面による通知（受益者決議により放棄することができる。）により、受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による。）の最善の利益となると受託会社および管理会社が判断する方法および範囲にて、受託会社および管理会社は、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の規定を修正、変更、改訂または追加する権限を有する。ただし、（ ）かかる修正、変更、改訂または追加がその当時存在する受益者の利益を著しく侵害せずかつ受託会社および管理会社の受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による。）に対する責任を解除することとならないことを受託会社が書面により証明しない限り、かかる修正、変更、改訂または追加は、先ず受託会社が当該修正、変更、改訂または追加を承認するために適切な受益者決議またはファンド決議を取得しなければ、行うことができないものとし、また（ ）当該修正、変更、改訂または追加が受益者に対して受益証券に関する追加支払義務または受益証券に関して責任を引き受ける義務を負わせないものとする。さらに、受託会社および管理会社は、上記通知および証明なしに、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の条項を修正、変更、改訂または追加して、トラストもしくはファンドを本書の日付以降ケイマン諸島において制定された投資信託に関する法令に服せしめる権限を付与されている。

##### < 訂正後 >

受益者に対する30日以上前の書面による通知（受益者決議により放棄することができる。）により、受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による。）の最善の利益となると受託会社および管理会社が判断する方法および範囲にて、受託会社および管理会社は、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の規定を修正、変更、改訂または追加する権限を有する。ただし、（ ）かかる修正、変更、改訂または追加がその当時存在する受益者の利益を著しく侵害せずかつ受託会社および管理会社の受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による。）に対する責任を解除することとならないことを受託会社が書面により証明しない限り、かかる修正、変更、改訂または追加は、先ず受託会社が当該修正、変更、改訂または追加を承認するために適切な受益者決議またはファンド決議を取得しなければ、行うことができないものとし、また（ ）当該修正、変更、改訂または追加が受益者に対して受益証券に関する追加支払義務または受益証券に関して責任を引き受ける義務を負わせないものとする。さらに、受託会社および管理会社は、上記通知および証明なしに、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の条項を修正、変更、改訂または追加して、トラストもしくはファンドを基本信託証書締結日以降ケイマン諸島において制定された投資信託に関する法令に服せしめる権限を付与されている。

### 第三部 特別情報

#### 第2 その他の関係法人の概況

##### 3 資本関係

< 訂正前 >

( 前略 )

( 5 ) S M B C日興証券株式会社 ( 「 代行協会員 」 )

S M B C日興証券株式会社は、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の株式の100%を保有している。

( 6 ) 株式会社三井住友銀行 ( 「 販売会社 」 )

株式会社三井住友銀行は、S M B C日興証券株式会社の株式の100%を保有している。

< 訂正後 >

( 前略 )

( 5 ) S M B C日興証券株式会社 ( 「 代行協会員 」 )

S M B C日興証券株式会社は、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の株式の100%を保有している。また、S M B C日興証券株式会社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの100%子会社である。

( 6 ) 株式会社三井住友銀行 ( 「 販売会社 」 )

株式会社三井住友銀行は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの100%子会社である。